

令和3年大崎上島町議会（第2回）定例会会議録（第2号）

1 令和3年6月9日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 厳
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	信谷俊樹	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	10番	尾尻康二

3 欠席した議員は次のとおりである。

8番	森 ルイ	9番	上青木 至
----	-------	----	--------

4 会議録署名議員は次のとおりである。

7番	水橋直行	1番	閑田大祐
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川野義彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高田幸典	副町長	望月邦彦
総務課長	山本秀樹	企画課長	川本亮之
税務課長	平道龍二	住民課長	柿本賢士
会計課長	亀井成美	福祉課長	池田真二
保健衛生課長	竹下良二	地域経営課長	坂田 誠
建設課長	藤原通伸	上下水道課長	河田昭司
教育課長	有田芳徳		

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書（令和2年度大崎上島町一般会計）
について

第 2 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書（令和2年度大崎上島町公共下水道
事業特別会計）について

第 3 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書（令和2年度大崎上島町漁業集落排
水事業特別会計）について

第 4 報告第 5号 予算繰越計算書（令和2年度大崎上島町水道事業会計）に

ついて

- 第 5 議案第 4 2 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 6 議案第 4 3 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 7 議案第 4 4 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 8 議案第 4 5 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 9 議案第 4 6 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 10 議案第 4 7 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 11 議案第 4 8 号 大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 12 議案第 4 9 号 広島中央環境衛生組合理約の変更について
- 第 13 議案第 5 0 号 大崎上島町教育・交流施設の設置及び管理に関する条例に
ついて
- 第 14 議案第 5 1 号 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いて
- 第 15 議案第 5 2 号 大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 5 3 号 令和 3 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 17 発議第 2 号 大崎上島町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 18 各常任委員会及び議会運営委員会、広報調査特別委員会の
閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（尾尻康二君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

本日、会議録署名議員の上青木 至議員が欠席のため、閑田大祐議員を追加の指名をします。

○議長（尾尻康二君） 日程第1、報告第2号繰越明許費繰越計算書（令和2年度大崎上島町一般会計）についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第2号繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本報告は、令和2年度大崎上島町一般会計予算のうち、令和3年度に繰越しして使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越し事業については、合計30事業で6億8,249万7,000円を令和3年度に繰り越しております。

以上でございます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（尾尻康二君） 日程第2、報告第3号繰越明許費繰越計算書（令和2年度大崎上島町公共下水道事業特別会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第3号繰越明許費繰越計算書（令和2年度大崎上島町公共下水道事業特別会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和2年度大崎上島町公共下水道事業特別会計予算のうち、令和3年度に繰越しして使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容は、公共下水道施設建設に要する経費として6,928万1,000円を令和3年

度に繰越したものです。

以上でございます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（尾尻康二君） 日程第3、報告第4号繰越明許費繰越計算書（令和2年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第4号繰越明許費繰越計算書（令和2年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和2年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計予算のうち、令和3年度に繰越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容は、下水道事業減債基金積立金及び漁業集落排水施設建設に要する経費として1億912万2,000円を令和3年度に繰越したものです。

以上でございます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（尾尻康二君） 日程第4、報告第5号予算繰越計算書（令和2年度大崎上島町水道事業会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第5号予算繰越計算書（令和2年度大崎上島町水道事業会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和2年度大崎上島町水道事業会計予算のうち、令和3年度に繰り越して使用する経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものです。

内容は、資本的支出の建設改良費において白水ポンプ所更新工事等に要する経費として1億2,330万1,000円を令和3年度に繰越したものです。

以上でございます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（尾尻康二君） 日程第5、議案第42号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第42号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、現在農業委員会委員として活躍をしていただいております幸家真美氏の任期が本年7月31日をもって満了となりますが、幸家氏を引き続き農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は同法第10条第1項の規定により3年でございます。

なお、任命に当たっては、認定農業者と中立の立場を有する者または農業に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっており、幸家氏は中立の立場を有する者、また女性委員として適任であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し

上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 幸家氏の選任について異議を唱えるものではありませんが、1つちょっと確認させてください。

農業委員会委員の職務とはどのようなものでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 閑田議員の質問にお答えします。

農業委員の業務の内容は、毎月開催される農業委員会総会の許可、審議、決定、2つ目が農地利用の適正化、担い手への農地の集積、3点目が農業者からの相談対応及び助言等でございます。

以上です。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 今、課長が答弁していただきましたが、その2番目、3番目のところで、そこがどちらかという大きなウエートを占める職務ではないかと思うんですが、これに当たって7人の農業委員さんが旧大崎町に在住の方が6名なんですよね。地域性とかそういったことは必要ないんでしょうかね。農地の集積あるいは有効活用といったところで、また荒廃化しつつある農地をじゃあ完全に荒廃地となってしまう前に活用していく等を考えていったときに、地域性もある程度配慮しながら今後農業委員の選定をしていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（尾尻康二君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） ご指摘のあったように旧制度では地域性を加味していました。今回、3年前から新制度になりまして農業委員会のほうは地域性を求めないということと、農地利用最適化推進委員というのが地区割りがありまして、13名の最適化推進委員があります。その中では、中野地区3名、原田大串地区3名、東野地区3名、木江地区1名、沖浦地区1名、明石地区2名で対応しております。そこで対応させてもらおうと考えております。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君）　ということは、農業委員会委員の職務の今2番目、3番目のところというのは重要視してないということでしょうか。

○議長（尾尻康二君）　地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君）　重要視してないことはないんですけども、地区の活動を推進委員が上げられて、その中でまた農業委員に相談、協議するという形をとっていますので、推進委員と農業委員が協働で担い手への集積または農業者からの相談対応を助言しとるようなことになっています。

○議長（尾尻康二君）　よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君）　討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第42号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君）　異議なしと認めます。したがって、議案第42号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてはこれに同意することに決定しました。

○議長（尾尻康二君）　日程第6、議案第43号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第43号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、現在農業委員会委員として活躍していただいております岩崎太郎氏の任期が本年7月31日をもって満了となりますが、岩崎氏を引き続き農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は同法第10条第1項の規定により3年でございます。

岩崎氏は、認定農業者であり、本町の農業に精通されていることから、農業委員として適任であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第43号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてはこれに同意することに決定しました。

○議長（尾尻康二君） 日程第7、議案第44号大崎上島町農業委員会委員の任命につき

同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第44号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、現在農業委員会委員として活躍をしていただいております中原幸太氏の任期が本年7月31日をもって満了となりますが、中原氏を引き続き農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は同法第10条第1項の規定により3年でございます。

中原氏は、認定農業者であり、本町の農業に精通されていることから、農業委員として適任であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第44号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号大崎上島町農業

委員会委員の任命につき同意を求めることについてはこれに同意することに決定しました。

○議長（尾尻康二君） 日程第8、議案第45号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第45号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、農業委員会委員に文田秀也氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は3年でございます。

文田氏は、農事組合法人の組合長であり、本町の農業に精通されていることから、農業委員として適任であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第45号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてはこれに同意することに決定しました。

○議長（尾尻康二君） 日程第9、議案第46号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第46号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、農業委員会委員に越田賢一氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は3年でございます。

越田氏は、認定農業者であり、本町の農業に精通されていることから、農業委員として適任であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第46号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてはこれに同意することに決定しました。

○議長（尾尻康二君） 日程第10、議案第47号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第47号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、現在農業委員会委員として活躍していただいております西田秀夫氏の任期が本年7月31日をもって満了となりますが、西田氏を引き続き農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は3年でございます。

西田氏は、認定農業者であり、本町の農業に精通されていることから、農業委員として適任であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第47号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ

てを採決します。

大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてはこれに同意することに決定しました。

○議長（尾尻康二君） 日程第11、議案第48号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第48号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、現在農業委員会委員として活躍をしております藤原孝一氏の任期が本年7月31日をもって満了となりますが、藤原氏を引き続き農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるもので、任期は3年でございます。

藤原氏は、認定農業者であり、本町の農業に精通されていることから、農業委員として適任であると考えております。

議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第48号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号大崎上島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてはこれに同意することに決定しました。

○議長（尾尻康二君） 日程第12、議案第49号広島中央環境衛生組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第49号広島中央環境衛生組合規約の変更について提案説明を申し上げます。

本案は、広島中央環境衛生組合の事務所の位置を変更することについて、地方自治法第286条第2項の規定に基づき、組合より組合規約を変更することについて協議がありましたので、広島中央環境衛生組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

改正内容は、広島中央エコパークの供用開始に伴い、令和3年10月1日から事務所の位置を東広島市西条町上三永10766番地1から東広島市西条町上三永10759番地2に改めるものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第49号広島中央環境衛生組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第13、議案第50号大崎上島町教育・交流施設の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第50号大崎上島町教育・交流施設の設置及び管理に関する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、地域の資源を活用し、地域の特性を生かした教育・交流の場を提供することにより、人材の育成と地域の活性化を図ることを目的として整備いたしました大崎上島町教育・交流施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものです。

主な内容としては、名称を大崎上島町大串教育・交流施設とし、設置位置は大崎上島町大串674番地と定めております。

詳細については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 大崎上島町教育・交流施設の設置及び管理に関する条例について詳細を説明いたします。

昨年度、大串地区の古民家を改修し整備した教育・交流施設の設置及び適正な管理運営について条例で規定するものです。地域の特性を生かした教育・交流の場を提供することにより、人材の育成と地域の活性化を図ることを目的として整備いたしました。

主な内容といたしまして、名称は大崎上島町大串教育・交流施設、愛称をFLATHILLいこいの家、設置位置は大崎上島町大串674番地と定め、使用料は1泊1名につき550円、また1時間までごとに110円と設定しています。また、指定管理者による管理等についても対応できるよう条文に含めておりますが、当面は管理担当課において対応を予定しています。施設の概要としましては、木造平家建て、延べ床面積は98.94平米で、台所、便所を新設、浴室、洗面所、外壁を改修し、施設内の4部屋について滞在交流スペースとして整備しています。詳細の事項につきましては、同条例施行規則で別途定めることとします。

以上でございます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） あやふやな文章なんでちょっとだけお聞きします。

第4条の3のところでは減免措置、それと第5条の一部減免、減免するところの対象はどこまでを対象にするん。過去にいろいろ問題があったんじゃ。今のこの分じゃなくてよそのところで問題が、過去に勝手に町長の許可も得んこに減免しとったというところも過去にあったんですけど。

○議長（尾尻康二君） 信谷議員、マイクを使ってください。

○5番（信谷俊樹君） そういうように減免というのがあったんですけども、町長の考えとる減免というのをちょっと教えてもらえますか。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 減免につきましては、基本は町が主催する事業に参加していただく方に対して減免は考えております。

○議長（尾尻康二君） 信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） 趣旨が違う。どういう場合になったときに減免をするんかということの、減免の例えば泥棒したとか何かをしたとか事案が何かあったときにそのところについて減免するけども、減免の町長の考えとるところの減免がどこまでの範囲なんか、そこを聞きたいのですけども。過去にも、言いとないけどいろんな事件とか勝手に減免したり勝手にお金とばくらかしとんようけあったけど、その分をまとめて1回だけそこで

聞いておけば、こういうことに対しての減免、下の割り振りについての減免は駄目ですよという、そこで縛っていくのか。そこんところだけをお聞かせください。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 減免につきましては、先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、町がお願いをして相手方を呼んで来ていただくということに関してのみ減免は考えております。

○議長（尾尻康二君） 信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） いま一つかみ合わんのので、また後で教えてください、かみ合わんのので。

○議長（尾尻康二君） ほかに質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 以前からいろいろと町としての施策の中で出てきとったんですけども、教育をうたい文句にして人材の交流とかそっち側に主点を置いて、企画課もしくは当時の総務企画課が所管して事業を進めてきているんですけども、ここ近年ずっとですね。実際、教育にはなっていないですね。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 企画課につきましては4月から新設されたところでございますが、教育の島づくりを目指して今後教育の関係者含めて交流を行う上でこの施設を活用していきたいとは考えております。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） まず、そもそもの教育の島づくりというところなんですけども、町長が打ち出した町の基本的コンセプトとして、もうこれ何年やってます。かなりの年数になりますけども、教育の島づくりというからには本来所管課は教育委員会になるのが筋じゃないかと思うんですけども、結局のところ島外、町外からの人を呼び込もうというそっちばかりにその主点がいつてしまっていて、何らじゃあ町民に対する教育、例えば私が言いたいのは教育委員会にも社会教育とかいろんな所管があるわけですよ。本来その中でやるべきはずのことも全部こっちの教育の島づくりみたいのところへねじ込んでいって、どうもやりようることがちぐはぐに見えてしょうがないんですよ。そこら辺のところ、どのようにお考えでしょうかね。

○議長（尾尻康二君） 町長。

○町長（高田幸典君） 教育の島づくりというものは進めておりますけども、教育委員会が従来生涯学習、社会教育というものを担っているというふうに思っております。それは町内の住民向け。町長部局でやっている教育の島づくりというのは、そのことを町の大きな施策にして町の発展を図っていくという意味合いで取り組んでおります。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 町の発展をとということです、当然人口社会像とかそういったことも視点に置いていると思われま。それも重要なことだろうとは思いますが、要はIターン、Uターンの人を呼び込むということも重要なんですけども、どうも視点がそっちばかりにいつてもうて、町の人の方を向いてないんじゃないかなと思いますんで、今後よくよくその辺り気をつけながら事業を進めてもらいたいと思います。

答弁は結構です。

○議長（尾尻康二君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第50号大崎上島町教育・交流施設の設置及び管理に関する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第14、議案第51号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第51号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のうち、当該感染症の影響により一定程度収入が下がった者等に対する保険税の減免による財政支援措置を講ずる期間が延長されたため、条例における減免期間の変更を行うものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） それでは、大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細について説明いたします。

現行、国民健康保険税については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により国民健康保険法第77条の規定に基づき、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して令和3年3月31日までに納期限が設定されている保険税の減免を行い、減免に要する費用については国の財政支援の対象となっていますが、このたび厚生労働省及び総務省から令和3年度における取扱いについての事務連絡が出され、令和4年3月31日までに納期限が設定されている保険税についても国の財政支援の対象となったことから、条例における減免期間を変更するものです。

主な減免対象に昨年同様変更はなく、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の事業収入、給与収入等が10分の3以上の減少が見込まれる世帯で被保険者の属する世帯の前年の所得により保険税全額から10分の2の範囲内で減額をいたします。また、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に追加されたことによる定義規定の改正を行います。

以上です。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第51号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第15、議案第52号大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第52号大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町手数料条例の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付に関する規定を改正するものでございます。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） それでは、議案について説明させていただきます。

大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例の詳細について説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行、再発行手数料等に関する事務が地方公共団体システム機構から委託とされるため、大崎上島町手数料条例から個人番号カードの再交付手数料について規定から削除

するものです。

以上です。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第52号大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第16、議案第53号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第53号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ2,399万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億2,567万4,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に係る国及び町の施策に要する経

費、大崎上島文化センター空調機等改修に要する経費を追加するとともに、その他事業の執行に伴い予算の補正が必要となった事業等について所要の補正を行うものです。

第2表繰越明許費では、水防費についてその事業費を翌年度に繰り越すこととしており、第3表地方債の補正では事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、国庫支出金、町債等を追加計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細については、総務課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の4ページをお願いします。

第2表繰越明許費では、垂水排水機場改修工事に要する経費について年度内の完了が見込めないことから水防費1億991万7,000円を次年度に繰り越すこととし、計上しております。

5ページをお願いします。

第3表地方債の補正では、当該事業の事業費の追加及び財源更正等に伴い補正を行いましたので、起債の限度額について3事業の総額で1,050万円の増額を行っております。

9ページをお願いします。

歳入予算ですが、国庫支出金では、国庫補助金の民生費国庫補助金に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の財源として母子家庭等対策総合支援事業230万8,000円の追加を、教育費国庫補助金では学校保健特別対策事業に対する補助金として小学校費及び中学校費国庫補助金、合わせて160万円の追加を計上しております。

寄附金では、一般寄附金10万円の追加を計上し、繰入金では基金繰入金の財政調整基金繰入金として歳入歳出予算の均衡を図るため、財政調整基金繰入金948万6,000円の追加を計上しております。

10ページをお願いします。

町債では、町債の総務債に事業事務費への町債充当に伴い、庁舎改修事業270万円の

追加を、農林水産業債に同じく事業事務費への町債充当に伴い、悪水等ため池排水施設整備事業260万円の追加を、教育債では大崎上島文化センター空調改修に要する経費の財源として大崎上島文化センター整備事業520万円の追加を計上しております。

11ページをお願いします。

歳出予算ですが、総務費では、総務管理費の一般管理費に新型コロナウイルス感染防止対策の一環として行政手続等における書面規正、押印、対面規正の見直し等に係る支援業務に要する経費として行政改革推進事業297万円の新たな計上を、財産管理費では国からの通知により改定する必要がある公共施設等総合管理計画の改定業務及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として町有集会施設等への空気清浄機設置に要する経費として町有財産管理費920万1,000円の追加を、支所費では事業事務費への町債充当に伴い、一般財源との財源更正を行っております。

次に、民生費では、児童福祉費の児童措置費に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費として児童扶養手当支給事業230万9,000円の追加を計上しております。

次に、消防費では、事業事務費への町債充当に伴い、一般財源との財源更正を行っております。

12ページをお願いします。

教育費ですが、教育総務費の事務局費では新たに発行される中学校の歴史教科書用図書の採択に要する経費として教科用図書採択事業16万7,000円の新たな計上を、小学校費及び中学校費の学校管理費では新型コロナウイルス感染症対策のための学校保健特別対策事業に要する経費として東野小学校費ほか3事業合わせて320万円の追加を、小学校費の教育振興費では寄附金を活用したPTA活動への補助金として東野小学校費10万円の追加を計上しております。社会教育費では、13ページをお願いします、文化財保護費では野賀権伝馬艇庫クレーン修繕に要する経費として文化財保護費26万4,000円の追加を、大崎上島文化センター費では空調改修及び男子トイレの換気扇修繕に要する経費として大崎上島文化センター運営費578万3,000円の追加を計上しております。

以上です。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までと

します。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第53号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第17、発議第2号大崎上島町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

渡辺年範議員。

○3番（渡辺年範君） 発議第2号大崎上島町議会会議規則の一部を改正する規則案について趣旨説明を行います。

本案は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものです。

さらに、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改め、また一般質問の準用規

定に発言時間の制限を加えるものです。

その他の改正内容については、添付資料をご確認ください。

以上で発議第2号の趣旨説明を終わります。

○議長（尾尻康二君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略します。

これより発議第2号大崎上島町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第18、各常任委員会及び議会運営委員会、広報調査特別委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長、広報調査特別委員長において事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることが決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和3年第2回大崎上島町議会定例会を閉会します。

午前9時57分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員